

熊本大学病院
新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画(要旨)

2026 年 6 月版

【第 1 章 業務計画の目的・基本方針】	1
1-1 目的	
1-2 基本方針	
1-3 対象となる感染症	
1-4 時期区分	
【第 2 章 実施体制】	2
2-1 実施体制	
2-2 関係機関との連携	
2-3 相談窓口の設置	
【第 3 章 発生段階ごとの取組】	3
3-1 準備期における取組	
3-2 初動期における取組	
3-3 対応期における取組	
【第 4 章 教育・研究・人材育成】	4

【第 1 章 業務計画の目的・基本方針】

1-1. 目的

熊本大学病院新型インフルエンザ等対策業務計画（以下「本計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 9 条の規定に基づき、熊本大学病院が指定地方公共機関として実施する新型インフルエンザ等対策に係る事項を定めるものである。本計画では県民の生命及び健康の保護並びに県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化に寄与するために、平時から感染症危機に備えるとともに、新型インフルエンザ等発生時において患者・職員の安全を守り、医療体制を維持し地域医療への貢献を継続することを目的とする。

1-2. 基本方針

当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、病院長を本部長とする対策本部のもと、熊本県、熊本市、地域の医療機関及び関係機関と緊密に連携し、重症患者の受入れを含む当院の役割を適切に果たす。また、平時から計画的な備えを行い、発生時には科学的知見とリスク評価に基づき段階的に対応するとともに、情報共有と適切な情報提供を通じて、地域医療体制の維持と感染症危機対応力の向上に貢献する。

なお、本計画は実際の対応経験及び国・県の関連計画の改定等を踏まえ、継続的な見直しを行う。

1-3. 対象となる感染症

本計画においては、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定した上で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項、同条第 8 項及び同条第 9 項の各感染症のうち、特措法第 2 条第 1 号に規定される感染症を対象とする。

1-4. 時期区分

本計画では、政府行動計画及び熊本県行動計画に準じて、「準備期」を「国内外で新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで」、「初動期」を「新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部及び熊本県対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで」、「対応期」を「基本的対処方針策定後、政府対策本部及び熊本県対策本部が廃止されるまで」とする。

【第2章 実施体制】

2-1. 実施体制

当院では、新型インフルエンザ等が発生した際、病院長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」）を設置し、熊本県、熊本市との連携を図り、新型インフルエンザ等対策を実施する。対策本部の主な役割は以下の通り。

- (1) 全体方針の立案・調整、情報の集約と院内外への迅速な共有
- (2) 行政や地域医療機関との連携・情報共有
- (3) 医療体制・検査体制・医療機器・医薬品の確保及び管理、調整
- (4) その他医療の提供について必要な業務に関すること

また、新型インフルエンザ等感染症の対応にあたり、病院長もしくは病院長が指名した医師を責任者として診療チームを形成する。

2-2. 関係機関との連携

本院は、平時から連携が必要となる関係機関及び関係機関ごとの連携内容、方法及び対応部門・部署について検討し、各機関との連携体制の構築に努め、新型インフルエンザ等の発生時において、熊本県が対策に関する総合調整を行う場合は、相互に連携を図るものとする。

また、新型インフルエンザ等の発生時には報道機関への対応窓口を設置し、報道機関からの問い合わせに対応する。

2-3. 相談窓口の設置

患者からの問い合わせ数が増加した場合は、専用ダイヤル（自動音声対応による24時間対応）を設置し、各種情報や関係機関の電話番号の案内を行う。なお、音声対応の内容は、熊本県と相談の上、決定する。

【第3章 発生段階ごとの取組】

1) 準備期

新型インフルエンザ等発生時において病院全体で統一的な対応を行うため、平時から組織体制やマニュアルの整備・改定を行うとともに、医療提供体制、検査体制、情報収集・分析体制の整備や医療機器・物資等の確保及び整備を行う。

また、職員の健康管理及び育成・訓練、特定接種の準備や院内・地域でのサーベイランスを行い、デジタル技術を活用したDXの推進に取り組むなど、必要な措置を講ずる。

2) 初動期

第2章 実施体制の内容に基づき実施体制の整備を行い、必要に応じて対策本部会議を開催する。また、関係機関から情報を収集し、院内に周知するとともに、準備期に整備した体制を利用してサーベイランスを行い、リアルタイムで把握した情報を対策本部内で共有する。

診療体制について、外来診療は通常の診療体制とし、有症状者や流行地域からの帰国者又は患者との濃厚接触者に該当する患者への外来トリアージを強化することで対応する。入院診療については、ごく早期を除き、医療措置協定に基づき当院でも病床を確保し、入院対応を行うことが予想される。

また、迅速な診断を行えるよう検査体制を整備し、医療機器・物資等の確保及び整備を行う。職員の発症や感染者との接触も予想されるため、予防投与や積極的疫学調査等の対応を行い、ワクチンの納入日・納入量が判明した場合、特定接種の対象者を選定し、接種を実施する。

その他、訓練やDXの推進など、初動期に必要な措置を講ずる。

3) 対応期

実施体制・情報収集体制などは基本的に初動期からの計画を継続し、当該計画に基づき、優先業務を継続できるよう業務量の調整、人員配置を行う。

診療体制について、外来診療体制・入院診療体制共に、患者数の大幅増加及び勤務可能な職員数の減少により診療制限をする必要性が生じた場合は、事前の計画に基づき段階的に制限を開始するなどの措置を講ずる。また、診療制限をする必要性が生じる事態においては、県内の関係機関と協議・連携の上、病床・医療従事者の確保を行う。

その他、対応期に必要な措置を講ずる。

なお、対策本部長は、政府対策本部及び熊本県対策本部が廃止された場合であって、対策等に関する協議・指示を行う必要がなくなったときは、対策本部を廃止する。

【第4章 教育・研究・人材育成】

熊本大学病院は、特定機能病院及び教育研究機関として、新型インフルエンザ等発生時においても医療提供のみならず、初期研修医及び専攻医への研修や学部学生及び大学院生への実習など、教育、研究及び人材育成機能を可能な限り維持する。

また、感染症危機に対応できる専門人材の育成を平時から推進し、地域における感染症対応能力の向上に貢献する。